

## 六 牧の開発と廃止

### 牧開発への動き

小金・佐倉牧の開発は徳川幕府の崩壊によって生じた多数の失業者救済のために、明治政府が明治二年（一八六九）、民部省に開墾局を設け、開墾会社を設立させて窮民救済対策としたことは一般に知られているところであるが、これにより数年前、江戸幕府の政情不安の中で、すでに牧場開発の動きが各地で興っていた。

「島田家文書」（町史料集（二）・（三）・（四））で所見の開発願いは元治元年（一八六四）七月、矢作牧小泉入（成田市）の開墾について、野付村の吉岡村（大栄町）、小泉村、堀之内村、長田村、野毛平村、取香村（成田市）の六か村名主連名で、四牧方牧士を通じて出願したのが始まりである。これを受けつけた牧士達は、牧場開発に大きな不安感もち、小金役所の綿貫夏右衛門、江戸野馬役所に不許可の線で上申し、その通りとなり、願書は村方に差し戻された。この願書は六か村名主連名になっているが、実質は取香村の名主庄兵衛の計画であり、庄兵衛が関係村の名主を説得しての出願であったもようである。

願書は差し戻し戻しとなったが、庄兵衛はあきらめきれずに、代官所の縁故を頼って牧士達には内密で運動していたが、このうわさをきいた牧士達は狼狽して情報を集め、次の願書所を入手して綿貫夏右衛門に報告している。

乍恐以書付奉土候

下総国佐倉野矢作御牧場之内、小泉村入野地隣六ヶ村村役人小前惣代、取香村名主庄兵衛奉申上候、右小泉入野之儀矢作捕馬込之北方ニ相当、見面凡反別百町歩程も可有之候得共、右御牧場江引競候へハ実ニ些細之町歩ニ而別紙龜絵凶画之通、異形ニ張出、東西北之三方ハ私共六ヶ村御年貢田ニ相成、困土手等一切無御座、別而近年浅田之場江多、平日野馬立入作毛を損候ニ付、村々□日々人足差出精々相防候得共、聊油断之透を伺ひ遠近村々江押入諸作悉喰損踏荒候ニ付、銘々寒暑を不厭、丹精尽し作付候甲斐無之悲歎之余り、悪味之百姓共、出精之氣力を相弛、自然与農作を怠り、手狭田畑却而荒地出来、右ニ準潰百姓等も不少、此儘ニ而ハ往々亡村ニ可相成哉与一同心痛罷在、然ル右小泉村入野之儀ハ前条一体之御牧場江対候へハ僅之町歩ニ而御除ニ相成候而も野馬仕立方其外共、一切御障ニ可相成儀等會而無御座、右場所新開発ニ相成、同所境入口ハ悉地所相狭居候ニ付、取香村困土手□吉岡新田困土手迄、見渡し僅ニ百聞余之場所江新規土手築立候得者後日野馬入之患無御座、日々多分之番人足之費も相浮、銘々仕農励も相付、荒古田も追々立直り百姓共相助候儀ハ勿論自然与領主、地頭之為合ニ茂相成、当御時節柄非常御手当之御民備ニ茂相調ひ、其外御国益筋ニも可相成与奉存候ニ付、不奉顧恐多此段御歎願奉申上候、依而ハ何卒出格以 御慈悲前段難洪之始末逸々被為聞召訳場所柄一ト通御見分御取札之上、享保度己来最寄村々御檢地之規矩ニ随相当之御取箇を以新開御繩入被 仰付被下置候ハ、向後野馬里入亡作之患ハ無之地面茂相増數十ヶ村之百姓一同相助莫大之 御仁惠与難有仕合奉存候 己上

元治元子七月

六ヶ村名主連名

御奉行所

(町史料集(四)六三一⑤)

以上の願書に対して、牧士を代表して、組頭藤崎勝左衛門、同介島田幸右衛門、根本鉄之助三人連名で、次のような報告書を綿貫夏右衛門に送って善処法を願っている。

別紙半切ニ而書上

去子七月中、矢作牧字小泉入御用地一円野馬方御新田ニ開発仕度段、同牧付取香村百姓庄兵衛、内願申出候得共、牧馬狭リ

候而者野馬育成方ニ相障候間、以来御見合之趣兼而被 仰渡も御座候ニ付、理解申聞願書差戻其段御含迄ニ申上置候処、不得止事、其後御代官江願出候風有之、尤私共江ハ秘シ候様子ニ付、手段を以右願書写取、尚御含ニもと存奉上候間、御内覽可被下置候

一願面実事無之就中牧場江対候ハ、僅之町歩杯之文言、只々聞ひ安ク書成候得共、小泉入之儀ハ矢作牧凡三四分之一之広場ニ而、馬数百疋位も相建、定水呑井殊ニ沢山有之、同牧第一之入場ニ御座候、且亦諸牧一同田地縁ハ困等無之候得ハ野末江候、願書品能取綴リ中々願人庄兵衛之案文とハ相見ひ不申、万一其筋□見分等有之、私共無念ニも相成候而ハ奉恐候間、別紙当節之風聞書相添此段奉申上候 以上

丑二月

#### 風聞

一願人庄兵衛地頭用役之者御代官江所縁有之骨折候哉之由

一願書江連印村数成丈多村ならでハ不宜由ニ而此節、地続村々、牧付牧外ニ不抱印形相頼候由

一御代官ニ而願書取上ケ内差図等有之由、当正月中、取香牧付之村方ニ而取締大惣代とか申名主、御代官江罷出候節、取香村庄兵衛与申者、矢作牧之内、野地林畑ニ開発願出、尤成事故其村方杯ニも右願之場所所有之候ハ、可申出旨御咄有之哉之由、右不取留メ義ニハ候得共村々江連印頼入候義ハ相違無之候 以下略

(町史料集(四)六三一⑤)

取香村庄兵衛の願書と牧土方の報告を對比して、最も注目されるのは「小泉入」の野馬牧場としての価値観が極端に違っていることである。

願書では「実に些細之町歩ニ而」と過小評価し、さらに「平日野馬立入作毛を損候ニ付、村々より日々人足差出し」以下の文書は野馬の里入りヒガイを最大限に誇張しているのに対し、牧土方の書き上げでは「容易に野馬田地江立入作毛荒シ候儀無之、勿論番人足等壱人も差出し候村方は無之候」と真つ向から否定している。「願書品能取綴リ中々願

人庄兵衛之案文とハ見ひ不申、万一其筋より見分等有之、私共無念ニも相成候而ハ奉恐入候間」と庄兵衛の背後に代官所関係者など控えていることを匂わせ、切実な不安感をもった文言と成っているこの一件はこの後、開発を願う庄兵衛と牧場の維持を死守しようとした牧士との間に攻防が繰り返されたが、結局、再び開発願いはしないことの請書を六か村名主から取って治まった。この開発願いの背景には、享保年間の新田開発以来沈静していた開発に対する願望が、幕末の政治、経済の混乱、徳川幕府崩壊寸前の政情の中で台頭しつつあったことを物語るものである。

#### 請地願書

元治元年（一八六四）、矢作牧小泉入開発願いの一件は一応終息したが、このころすでに江戸幕府役人一部の方針として、殖産のため小金・佐倉牧の開墾を推進する動きがあったようである。三年後の慶応三年になると牧士一同の名によって、次のような請地願書が出されていることとわかる。

#### 以書付奉願上候

御支配佐倉牧共一同奉申上候 佐倉小間子、取香、矢作、油田四牧野馬御用地之内、村々之者共請書新開願之義、是迄数度願出候趣ニ御座候処、御時節柄ニ付、今般空地芝地野錢、草錢小物成相納来候場所并草地御林ニ而も、悪木ニ而御用材ニ相成兼候分ハ伐採其外新開可行届場所為見分御勘定奉行、小栗下下総守殿役々附添、近々廻村ニ付、最寄御代官手附、手代とも廻村いたし村々役人共呼出右様之場所所有之候ハ、早々取調之上、開発可願出旨申渡有之趣御座候得共、右御牧場用地内村々百姓共江請地被 仰付候而者小給之私共数年御奉公出精相勤御詮會而無御座候間、右場所之義ハ私共一同江請地被 仰付被下置度奉願上候、且取永上納辻之儀者何れ□相納候も同様之儀与奉存候、依而者御時節柄之仕法も相立、第一莫大之御国益ニ相成、且御牧場向都而御規定相立可申儀与奉存候、依之匱絵図面相添此段奉申上候間、前願之次第御憐察之上、右願之通私共江請地被 仰付被成下置候ハ、一同難有仕合奉存候 以上

慶応三丑年二月

一同連印

小金御厩役所

この願書によってわかるように、牧場の開墾は時の流れとなっており、適地があつて願い出すれば許可する態勢となつていたので、牧士達も、それでは吾々を優先的に扱つて貰いたいとこのような願書を差し出したのである。この開墾願いは、幕府の方針の不統一があり、つぎのようなトラブルも起きている。

#### 風聞書

一 今般新開、願人共之内、佐倉領分百姓、内田村市蔵、弥勒町伝十郎、繁右衛門、鏑木村和兵衛其外式拾人余も有之候処、去ル廿一日領主役場呼出不容易儀を目論見差越願等いたし不埒二付、一同繩掛吟味中其儘村預、当時取調中有之候、右者関東御取締出役□内談之上ニ而右様嚴重事ニ相成候由、尤他領之分者右出役取調いたし候由御座候、以下略

(町史料集(四)六七―⑧)

幕末の政情不安の中で、開発の推進があると思うと、一方では開発願いに対して「不容易儀を目論見差越願等いたして不埒に付、一同繩掛吟味中其儘村預、当時取調中」というように、理解に苦しむ矛盾があつたが、齒車は開発へ大きく廻つていた。

#### 牧の廃止

明治二年(一八六九)になると佐倉牧開墾について、新政府の行政官より次の達書が発せられて、牧場開発が決定的なものとなつた。

#### 三牧方御掛江達書之写

下総国印旛郡之内三牧方与称候地所、從來ハ藩江取締申付置候処、今般別段之思召を以、小金原を始其外不毛地開墾之儀東京都江被 仰付候ニ付、右牧場、以來開墾役所之差図を請、進退可致候、從來之旧習ニ泥ミ目前之小利ニ迷ヒ苦情申立候様無之様、篤与説明を加ひ、御旨意相貫候様、尽力可致都而開墾ニ志シ候者ハ土農之無別開墾役所江差出相願候様取斗可申旨御沙汰候事。

三月

行政官

(町史料集(四)六九―35)

このように開発の方針が明治政府によって決まっても、牧場の全部が開墾されるわけではないので、牧士一同にはこの年、新規に任用の事例が出されている（町史料集（四）六九―④）。これによると、四牧方は、牧士組頭三人と牧士一人には一か年金五両、牧士並二人は金四両、牧士見習一〇人には金一両二分、勢子廻四人、捕手一五人は金一両二分ずつの給金が記されている。これまで永年に亘って島田、藤崎、佐瀬、藤崎の四家に与えられていた扶持方米はこの時は存続し、翌明治三年まで続いた。

明治二年からの数年間は牧士達にとって多難の年であった。開発の並みの中で制度の改変が次々と行われ、保身のためもあって、その対応に苦慮した様子が次の

「牧場経営につき上申書」 明治二年正月（町史料集（四）六九―⑥）

「馬喰取締役願書」 〃 〃（町史料集（四）六九―⑨）

「牧牛飼養願書」 〃 〃（町史料集（四）六九―⑩）

「佐倉牧場経営願書」 〃 〃（町史料集（四）六九―⑦）

の諸書に著われている。

野馬牧場が明治政府に引き継がれ、開発が大規模に行われた反面において、文明開化の影響をうけて、一部を牛牧とする計画もたてられ、奥州南部の牛数百頭を当初は柳沢、内野、油田の三牧に放牛したが、環境や飼養が適切でなかったために斃牛が続出して成功しなかった。

野馬牧場の方も柳沢、内野、高野各牧の開墾のため残馬を小間子・取香の両牧へ引き移したが、この方も急激の牧替えのためにトラブルが多く、斃馬が続出しても野付村々からは届け出がなく、旧幕時代のように牧士の威令もなくなり、野先見廻りを励行する村などなく、牧場は荒廃するばかりとなってしまった。一方では開墾が進み、明治五年十月には小間子牧は野馬も一緒に開墾会社に引き渡される破目となり、残るは取香牧のみとなった。

明治七年一月を迎えると、島田幸右衛門、藤崎勝右衛門の二人には野馬代取立役として月給金二円、藤崎勝左衛門、

根本鉄平、藤崎忠誠、佐瀬長左衛門、篠原権平、馬医吉野東齊の六人には年給五円を支給し、取香牧取締りとして残留させた外は、牧士、見習、勢子廻、捕手の全員に「役儀差免候事」の辞令を与えて佐倉牧は廃止となった。

小金・佐倉牧の開墾は明治政府の窮民救済と産業の振興を兼ねた殖産政策として採用されたものであり、時勢が必然的にさせたものであろう。

開墾地は入植の順によって次のような名称がつけられた。

- |             |         |
|-------------|---------|
| 初 富（小金中野牧）  | 鎌ヶ谷市    |
| 二 和（〃 下野牧）  | 船橋市     |
| 三 咲（〃 〃 〃）  | 〃       |
| 豊四季（〃 上野牧）  | 柏 市     |
| 五 香（小金中野牧）  | 松戸市     |
| 六 実（〃 〃 〃）  | 松戸市     |
| 七 栄（佐倉内野牧）  | 富里町     |
| 八 街（〃 柳沢牧）  | 八街市     |
| 九美上（〃 油田牧）  | 佐原市     |
| 十 倉（〃 高野牧）  | 富里町     |
| 十余一（小金印西牧）  | 白井町     |
| 十余二（〃 高田台牧） | 柏 市     |
| 十余三（佐倉矢作牧）  | 成田市・大栄町 |